

## 4. 上位・関連計画などのまとめ

### (1) 上位計画

#### ①住生活基本計画（全国計画）

「住生活基本計画（全国計画）」は、住生活基本法第15条第1項に規定する国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画を令和3年度から令和12年度までを計画期間として定められている。

以下に、8つの目標と基本的な施策の概要について記載する。

#### 【居住者からの視点】

##### ●目標1 「新たな日常」やDXの進展等に対応した住まい方の実現

1) 国民の新たな生活観をかなえる居住の場の多様化及び生活状況に応じて住まいを柔軟に選択できる居住の場の柔軟化の推進

(基本的な施策)

- 住宅内テレワークスペース。地域内のコワーキングスペース、サテライトオフィス等を確保し職住一体・近接、在宅学習の環境整備を推進するとともに、宅配ボックスや自動水栓の設置等を進め、非接触型の環境整備を推進
- 空き家等の既存住宅活用を重視しつつ、意欲ある地方公共団体と緊密な協力関係を構築し、体験的な居住にも資する賃貸住宅の提供や物件情報の提供、リフォーム、住宅取得環境の整備を進め、地方、郊外、複数地域での居住を推進
- 家族構成、生活状況、健康状況等に応じて住まいを柔軟に選択できるよう、性能が確保された物件の明確化、紛争処理体制の整備などの既存住宅市場の整備とともに、計画的な修繕、長期優良住宅や持家の円滑な賃貸化など、子育て世帯等が安心して居住できる賃貸住宅市場の整備を推進

2) 新技術を活用した住宅の契約・取引プロセスのDX、住宅の生産・管理プロセスのDXの推進

(基本的な施策)

- 持家・借家を含め、住宅に関する情報収集から物件説明、交渉、契約に至るまでの契約・取引プロセスのDXの推進
- 市場の透明性・信頼性の向上に向けた、住宅の取引価格等に関する情報提供の推進
- AIによる設計支援や劣化診断の自動化等の住宅生産・管理プロセスのIT化や試行的なBIMの導入による効果検証等を通じた生産性の向上に向け、住宅の設計から建築、維持・管理に至る全段階におけるDXを推進
- 都市再生機構（UR）において、賃貸住宅の建替え等におけるBIMの導入の試行等を通じた、生産性向上に向けたDXの推進
- 住宅団地における自動運転、MaaSの実施等、住環境におけるDXの推進

##### ●目標2 頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保

1) 安全な住宅・住宅地の形成

(基本的な施策)

- ハザードマップの整備・周知等による水災害リスク情報の空白地帯の解消、不動産取引時における災害リスク情報の提供

- 地方公共団体の防災・まちづくり・建築等の部局間連携を強化し、地域防災計画、立地適正化計画等を踏まえ、
  - ・避難計画に基づく避難体制や避難施設の整備、避難場所の確保と連携した住宅改修や盛土等による住宅・住宅地の浸水対策の推進
  - ・避難計画や安全対策と連携した災害危険区域の柔軟な指定や土砂災害特別警戒区域等の指定を進め、豪雨災害等の危険性の高いエリアでの住宅・住宅地の立地を抑制
  - ・災害の危険性等地域の実情に応じて、優遇措置等の対象となる立地を限定し、安全な立地に誘導するとともに、災害の危険性の高いエリアにある既存住宅の移転を誘導
- 住宅の改修による耐風性等の向上、耐震改修・建替え等による住宅・市街地の耐震性の向上
- 食料、物資、エネルギー等を住宅単体・共同で確保し、災害による停電、断水時等にも居住継続が可能な住宅・住宅地のレジリエンス機能の向上
- 地震時等に著しく危険な密集市街地の解消とそれに合わせた地域防災力の向上に資するソフト対策の強化、無電柱化の推進。都市化に伴い無秩序に形成された住宅市街地における狭あい道路等の現状分析を行い、防災・まちづくり部局等と連携し重点的に安全性を確保すべき地域の把握と対策を推進

## 2) 災害発生時における被災者の住まいの早急な確保

(基本的な施策)

- 今ある既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを速やかに確保することを基本とし、公営住宅等の既存ストックの一時提供や賃貸型応急住宅の円滑な提供により、被災者の応急的な住まいを早急に確保
- 大規模災害の発生時等、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を迅速に設置し、被災者の応急的な住まいを早急に確保
- セーフティネット登録住宅の活用による住まいの速やかな提供とともに、災害公営住宅の整備等により、被災者の生活再建に向けた恒久的な住まいを速やかに確保

## ●目標3 子どもを産み育てやすい住まいの実現

### 1) 子どもを産み育てやすく良質な住宅の確保

(基本的な施策)

- 子育てしやすく家事負担の軽減に資するリフォームの促進、住宅内テレワークスペース等の確保
- 住宅の年収倍率の上昇等を踏まえ、時間に追われる若年世帯・子育て世帯の都心居住ニーズもかなえる住宅取得の推進
- 駅近等の利便性重視の共働き・子育て世帯等に配慮し、利便性や規模等を総合的にとらえて住宅取得を推進。子どもの人数、生活状況等に応じた柔軟な住替えの推進
- 民間賃貸住宅の計画的な維持修繕や、賃貸住宅管理業者登録制度に基づく管理業者の適切な管理業務等を通じて、良質で長期に使用できる民間賃貸住宅ストックの形成と賃貸住宅市場の整備の推進。賃貸住宅の特性を踏まえた長期優良住宅制度の見直し
- 防音性や省エネルギー性能、防犯性、保育・教育施設や医療施設等へのアクセスに優れた賃貸住宅の整備

### 2) 災害発生時における被災者の住まいの早急な確保

(基本的な施策)

- 住宅団地での建替えや再開発等における子育て支援施設や公園・緑地等、コワー

キングスペースの整備など、職住や職育が近接する環境の整備

- 既成市街地における空き家や空き店舗等、既存ストックを活用した地域の交流施設の整備による子育て支援機能の充実
- 地域のまちづくり方針と調和したコンパクトシティの推進とともに、建築協定や景観協定等を活用した良好な住環境や街なみ景観の形成等により、どの世代も安全で安心して暮らせる居住環境・住宅地を整備

#### ●目標4 多様な世代が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり

##### 1) 高齢者、障害者等が健康で安心して暮らせる住まいの確保

(基本的な施策)

- 改修、住替え、バリアフリー情報の提供等、高齢期に備えた適切な住まい選びの総合的な相談体制の推進
- エレベーターの設置を含むバリアフリー性能やヒートショック対策等の観点を踏まえた良好な温熱環境を備えた住宅の整備、リフォームの促進
- 高齢者の健康管理や遠隔地からの見守り等のためのIoT技術等を活用したサービスを広く一般に普及
- サービス付き高齢者向け住宅等について、自立度に応じた生活を営める住まいとしての性格を重視して、地域の需要や医療・介護サービスの提供体制を考慮した地方公共団体の適切な関与を通じての整備・情報開示を推進

##### 2) 支え合いで多世代が共生する持続可能で豊かなコミュニティの形成とまちづくり

(基本的な施策)

- 住宅団地での建替えや再開発等における医療福祉施設、高齢者支援施設、孤独・孤立対策にも資するコミュニティスペース等の生活支援や地域交流の拠点整備など、地域で高齢者世帯が暮らしやすい環境の整備
- 三世帯同居や近居、身体・生活状況に応じた円滑な住替え等が行われるとともに、家族やひとの支え合いで高齢者が健康で暮らし、多様な世代がつながり交流する、ミクストコミュニティの形成
- 地域のまちづくり方針と調和したコンパクトシティの推進とともに、建築協定や景観協定等を活用した良好な住環境や街なみ景観の形成等により、どの世代も安全で安心して暮らせる居住環境・住宅地を整備

#### ●目標5 住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備

##### 1) 住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障害者、外国人等）の住まいの確保約

(基本的な施策)

- 住宅セーフティネットの中心的役割を担う公営住宅の計画的な建替え等や、バリアフリー化や長寿命化等のストック改善の推進
- 公営住宅の整備・管理を進めるにあたって、地域の実情や世帯の動向等を踏まえつつ、PPP/PFIも含め、民間事業者の様々なノウハウや技術の活用や世帯属性に応じた住戸の供給の推進
- 地方公共団体と民間団体等が連携を強化し、緊急的な状況にも対応できるよう、セーフティネット登録住宅の活用を進め、地方公共団体のニーズに応じて、自立の促進に向けた福祉部局の取組とともに、家賃低廉化の推進
- UR賃貸住宅については、現行制度となる以前からの継続居住者等の居住の安定に配慮し、地域の実情に応じて公営住宅等の住宅セーフティネットの中心的役割を補う機能も果たしてきており、多様な世帯のニーズに応じた賃貸住宅の提供を進

めるとともに、ストックの再生を推進し、多様な世帯が安心して住み続けられる環境を整備

## 2) 福祉政策と一体となった住宅確保要配慮者の入居・生活支援

(基本的な施策)

- 国・地方それぞれにおいて、住宅・福祉部局の一体的・ワンストップ対応による公営住宅・セーフティネット登録住宅や、住居確保給付金等の生活困窮者自立支援、生活保護等に関する生活相談・支援体制の確保
- 地方公共団体の住宅・福祉・再犯防止関係部局や、居住支援協議会、居住支援法人等が連携して、孤独・孤立対策の観点も踏まえ、住宅確保要配慮者に対する入居時のマッチング・相談、入居中の見守り・緊急時対応や就労支援等の実施
- 高齢者の居住を安定的に確保する観点から、賃借人の死亡時に残置物を処理できるよう、賃貸借契約の解除と残置物の処理を内容とする契約条項を普及啓発。外国人の入居円滑化を図る観点から、多言語の入居手続に関する資料等を内容とするガイドライン等を周知

## ●目標6 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成 急増する空き家の活用・除却の推進

### 1) ライフスタイルに合わせた柔軟な住替えを可能とする既存住宅流通の活性化

(基本的な施策)

- 基礎的な性能や優良な性能が確保された既存住宅の情報が購入者に分かりやすく提示される仕組みの改善(安心R住宅、長期優良住宅)を行って購入物件の安心感を高める
- これらの性能が確保された既存住宅、紛争処理等の体制が確保された住宅、履歴等の整備された既存住宅等を重視して、既存住宅取得を推進
- 既存住宅に関する瑕疵保険の充実や紛争処理体制の拡充等により、購入後の安心感を高めるための環境整備を推進
- 健全なリースバックの普及、リバースモーゲージや残価設定ローン等の多様な金融手法の活用を進め、住宅の資産価値の合理化・明確化を推進

### 2) 長寿命化に向けた適切な維持管理・修繕、老朽化マンションの再生(建替え・マンション敷地売却)の円滑化

(基本的な施策)

- 長期優良住宅の維持保全計画の実施など、住宅の計画的な点検・修繕及び履歴情報の保存を推進
- 耐震性・省エネルギー性能・バリアフリー性能等を向上させるリフォームや建替えによる安全・安心で良好な温熱環境を備えた良質な住宅ストックへの更新
- マンションの適正管理や老朽化に関する基準の策定等により、地方公共団体による管理計画認定制度を定着させ、マンション管理の適正化や長寿命化、再生の円滑化を推進
- 長期優良住宅に係るマンションの維持保全実施主体を管理組合とする等の管理の適正化及び手続きの合理化等により、優良なマンションの適切な維持保全を推進

### 3) 世代をこえて既存住宅として取引されうるストックの形成

(基本的な施策)

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、省エネルギー性能を一層向上しつつ、長寿命でライフサイクルCO<sub>2</sub>排出量が少ない長期優良住宅ストックやZEHストックを拡充し、ライフサイクルでCO<sub>2</sub>排出量をマイナスにするLCCM住宅の評価と普及を推進するとともに、住宅の省エネルギー基準の義務づけや省エネルギー

一性能表示に関する規制など更なる規制の強化

- レジリエンス機能の強化に資する住宅・自動車におけるエネルギーの共有・融通を図る V2H（電気自動車から住宅に電力を供給するシステム）の普及を推進
- 炭素貯蔵効果の高い木造住宅等の普及や、CLT（直交集成板）等を活用した中高層住宅等の木造化等により、まちにおける炭素の貯蔵の促進
- 住宅事業者の省エネルギー性能向上に係る取組状況の情報を集約し、消費者等に分かりやすく公表する仕組みの構築。高い省エネルギー性能や、CO2 排出量、長期優良性、既存宅地を重視して、住宅取得を推進

## ●目標 7 空き家の状況に応じた適切な管理・除却・利活用の一体的推進

- 1) 空き家の適切な管理の促進とともに、周辺の居住環境に悪影響を及ぼす空き家の除却

(基本的な施策)

- 空き家関係の法制度の運用・手続き等を明確化し、市町村による空き家の実態把握を推進。所有者等による適切な管理の促進とともに、周辺の居住環境に悪影響を及ぼす管理不全空き家の除却等や特定空家等に係る対策の強化
- 地方公共団体と地域団体等が連携して空き家所有者のための相談体制を強化し、空き家の発生抑制や空き家の荒廃化の未然防止、除却等を推進
- 所有者不明空き家について、市町村による略式代執行等の法務的手続きを支援するとともに、財産管理制度の活用等の取組を拡大

- 2) 立地・管理状況の良好な空き家の多様な利活用の推進

(基本的な施策)

- 空き家・空き地バンクを活用しつつ、地方公共団体と民間団体等が連携して古民家等の空き家の改修・DIY 等を進め、セカンドハウスやシェア型住宅、一時滞在施設での居住、サブスクリプション型居住等、多様な二地域居住・多地域居住を推進
- 市街地の更新が円滑に進んでいないが、地域にとって重要な場である中心市街地等において、地方創生や中心市街地活性化、コンパクトシティ施策等と一体となって、空き家の除却と合わせた敷地整序や、土地等のコーディネート機能を担うランドバンクを通じた空き家・空き地の一体的な活用・売却等による総合的な整備を推進
- 空き家の情報収集や調査研究活動、発信、教育・広報活動を通じて空き家対策を行う民間団体等の取組を支援するとともに、空き家を活用した新たなビジネスの創出を促進

## ●目標 8 居住者の利便性や豊かさを向上させる住生活産業の発展

- 1) 地域経済を支える裾野の広い住生活産業の担い手の確保・育成

(基本的な施策)

- 地域の住まいを支える大工技能者等の担い手の確保・育成を、職業能力開発等とも連携しつつ進めるとともに、地域材の利用や伝統的な建築技術の継承、和の住まいを推進
- 中期的に生産年齢人口が減少する中で、省力化施工、DX 等を通じた生産性向上の推進
- CLT 等の新たな部材を活用した工法等や中高層住宅等の新たな分野における木造技術の普及とこれらを担う設計者の育成等
- 適切なマンション管理やインスペクションの実施等、住生活を支える人材の育成・活用

## 2) 新技術の開発や新分野への進出等による生産性向上や海外展開の環境整備を通じた住生活産業の更なる成長

(基本的な施策)

- AI による設計支援やロボットを活用した施工の省力化等、住宅の設計・施工等に係る生産性や安全性の向上に資する新技術開発の促進
- 住宅の維持管理において、センサーやドローン等を活用した遠隔化検査等の実施による生産性・安全性の向上の実現に向けた新技術の検証・活用
- 住宅生産プロセスにおける CO2 排出量を削減し、省エネ・創エネ性能を向上させる技術開発等、住宅のライフサイクル CO2 排出量の更なる削減を図ることにより、経済と環境の好循環を創出し、SDGs に貢献する持続可能な住生活産業の発展
- IoT を活用した遠隔地からの住宅管理や安全・安心の確保、高齢者の健康管理等の新技術開発の促進
- UR 賃貸住宅において、IoT 等を活用し、住宅設備・家電との連携等により、居住環境を最適化する新たなサービスの実施に向けた検証
- 新興国等の政府及び企業との関係構築や発展、諸外国の規制制度等の収集・提供、我が国技術の普及や事業化調査の支援など、官民一体となって我が国の住生活産業が海外展開しやすい環境の整備

## ②北海道住生活基本計画

「北海道住生活基本計画」は、住生活基本法第17条第1項に規定する都道府県計画として、平成29年3月に策定された。（令和4年3月改訂）（計画期間：令和3年度から令和12年度までの10年間）

以下に、計画の構成と、住宅政策の推進方針と住宅施策について抜粋する。

### ■計画の構成

#### 計画の目的等（第1章）

- (1) 目的
- (2) 位置づけ
- (3) 計画期間
- (4) SDGsの達成に向けて
- (5) 計画の基本的な方針
- (6) 計画の構成

#### 住生活を取り巻く現状と課題（第2章）

- (1) 新たな社会経済情勢等の変化
- (2) 「居住者」からの視点
- (3) 「まちづくり」からの視点
- (4) 「住宅ストック」からの視点

#### 住生活の理想像（第3章）

北海道の住宅政策は、本道の価値・魅力等の多様さと、人が集い、つながれる包容さを活かし、様々な課題を乗り越えるための本質的な目標を設定し、将来にわたって、すべての人が「安心」「生きがい」「住み続けたい」を感じられる住生活をめざします。

#### 目標と施策の展開（第4章）

- (1) 安定した暮らしにつながる住まいの確保
- (2) 子育てしやすく、住み続けられる暮らしの確保
- (3) 多様でいきいきと暮らせる住生活の実現
- (4) 安全安心で災害に強い住生活の実現
- (5) 持続可能でにぎわいのある住生活の形成
- (6) つながりと生きがいを創出できる地域コミュニティの形成
- (7) 脱炭素社会の実現に向けた持続可能で豊かに暮らせる良質な住宅のストックの形成・循環
- (8) 地域の活性化につながる空き家の解消
- (9) 活力ある住生活関連産業

### 施策の推進方針（第5章）

- (1) 各主体の役割
- (2) 施策の一体的な推進

### 公営住宅の役割と供給（第6章）

- (1) 公営住宅の役割
- (2) 公営住宅の供給目標

### 計画の推進方策（第7章）

目標1：安定した暮らしにつながる住まいの確保

- (1) ユニバーサルデザインの視点に立った公営住宅の整備戸数が公営住宅の管理戸数に占める割合（14%）

目標2：子育てしやすく、住み続けられる暮らしの確保

- (2) 子育て支援に配慮した公営住宅等を供給している市町村の割合（54%）
- (3) 高齢者（65歳以上）が居住する住宅のうちバリアフリー対策をしている住宅の割合（66%）

目標3：多様でいきいきと暮らせる住生活の実現

- (4) 市町村住生活基本計画（市町村住宅マスタープラン等を含む）を定めた市町村（70%）

目標4：安全安心で災害に強い住生活の実現

- (5) 新耐震基準が求める耐震性を有する住宅ストックの比率（95%以上）

目標5：持続可能でにぎわいのある住生活の形成

- (6) まちなか居住の位置づけとして整備する公営住宅ストック数（8,500戸）

目標6：つながりと生きがいを創出できる地域コミュニティの形成

- (7) 地域拠点施設等を併設している公営住宅団地の戸数（8,000戸）

目標7：脱炭素社会の実現に向けた持続可能で豊かに暮らせる良質な住宅のストックの形成・循環

- (8) 省エネ基準に適合する住宅ストックの割合（40%）

目標8：地域の活性化につながる空き家の解消

- (9) 居住目的のない空き家数（18万戸程度に抑える）

目標9：活力ある住生活関連産業

- (10) 北方型住宅技術講習会の受講者数（延べ5,000人）



### ③北海道高齢者居住安定確保計画

「北海道高齢者居住安定確保計画」は、高齢者の多様なニーズに対応した住まいとサービスの提供を目指し、住宅施策と福祉施策が連携して高齢者の住まいに係る施策を推進することを目的に平成28年3月に策定された。（令和4年3月改訂）（計画期間：令和3年度から令和8年度）

以下に基本目標と施策の展開について記載する。

#### ■基本目標と施策の展開

##### 目標【1】高齢者のニーズの応じた多様な住まい・まちづくり

- (1) 地域の現状を踏まえたサ高住の供給を促進します。
- (2) 特別養護老人ホーム等の整備を促進します。
- (3) 重層的な高齢者の住宅セーフティネットの形成に努めます。
- (4) 高齢者が安心して暮らせる居住環境・住環境の形成に努めます。

##### 目標【2】身近な地域で高齢者が長く暮らせる環境づくり

- (1) 高齢者の状況に応じて自立した日常生活ができるよう、行政、地域住民、NPO 等との多様な連携及び拠点施設の整備により、地域における生活支援体制の充実を図ります。
- (2) 医療の必要性や要介護度が高くなっても在宅生活を支えられるように、心身の状態等に応じた適切な医療・介護サービスの提供を充実させます。

##### 目標【3】高齢者の居住の安定確保に向けた体制の確保

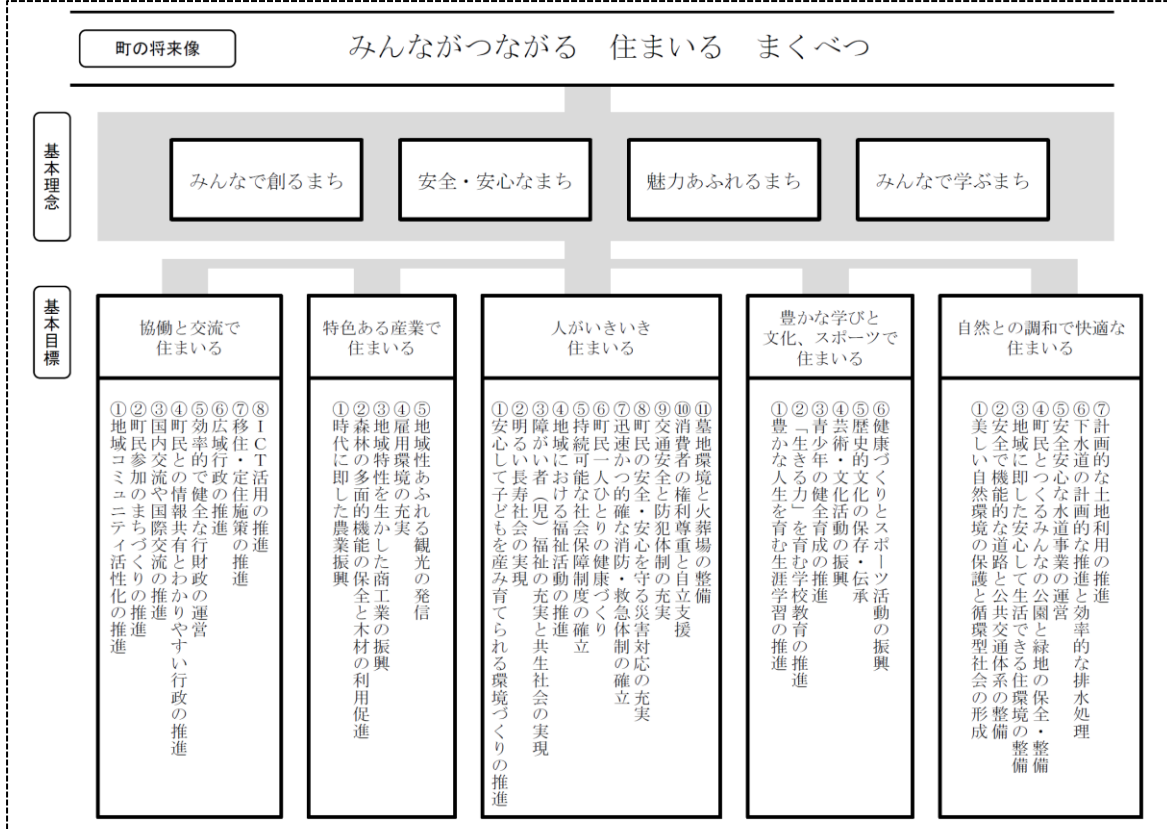
- (1) 住宅の改修や住み替え等に関連する高齢者からの相談や、住宅や施設、居宅サービス等の情報を取得しやすい仕組みや体制を充実させます。

#### ④第6期幕別町総合計画

「第6期幕別町総合計画」は、幕別町の持続的な発展のために、町民、地域、行政が一体となったまちづくりの方向性を示すものとして、町の行政活動の全分野における最上位に位置付けられる計画であり、平成30年2月に策定された。（計画期間：平成30年度から令和9年度までの10年間）

以下に計画の概要と関連部分について抜粋する。

#### ■まちづくりの体系



#### ■基本計画－施策の方向性

- 移住・定住施策の推進**
- 移住・定住の促進と情報発信
    - 子どもから高齢者までが安心して暮らせる住宅環境の整備に努めます。
    - 移住環境の整備や移住体験事業を展開し、移住を促進します。
    - 移住を検討している人に対する相談窓口の設置や移住・定住相談会等に参加し、移住・定住情報を積極的に発信します。
    - 空き地・空き家バンク制度による、町内の空き地・空き家の有効活用を図り、移住・定住を促進します。
- 地域に即した安心して生活できる住環境の整備**
- 良好な居住環境の確保
    - 土地利用計画に基づき、道路、公園・緑地、下水道など都市基盤の整備を計画的に進めます。
    - 良好な住環境の創出のため、緑豊かな住宅地の形成に努めます。
    - 高齢者や障がい者に配慮し、地震災害などに強い住宅の建設・改修の情報提供や支援を行い、良好な住まいづくりを推進します。
    - 子育て世代や高齢者などの多様な住民ニーズに対応した住宅の確保について、官民連携により推進します。
  - 土地開発指導の適正な運用
    - 社会情勢の変化に対応した土地開発指導により、住宅地の適正な配置と安定的な供給の誘導を図ります。
  - 計画的な公営住宅の再生
    - 住生活基本計画や公営住宅等長寿命化計画による建て替えや、住宅の改善を進めます。
    - 少子高齢化社会に対応した、人と環境に優しい質の高い住環境づくりを推進します。

### ⑤幕別町人口ビジョン

「幕別町人口ビジョン」は、国において策定された「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」にもとづいて策定される「幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に先立ち、幕別町の人口の現状を分析し、将来の目指すべき方向の根拠とすることを目的に平成28年1月に策定された。（令和2年3月改訂）（推計目標年次：2060年（令和42年））

以下に推計結果を抜粋する。なお、当ビジョンにおいては地区別の人口の推計も行われている。

#### ■将来の総人口の推計

	社人研推計準拠	町推計
2015 (H27)	27,596	27,596
2020 (H32)	26,424	26,649
2025 (H37)	25,559	26,003
2030 (H42)	24,519	25,152
2035 (H47)	23,411	24,227
2040 (H52)	22,097	23,085
2045 (H57)	20,918	22,096
2050 (H62)	19,832	21,225
2055 (H67)	18,705	20,330
2060 (H72)	17,583	19,457
2015-2040 減少率	-19.93%	-16.35%
2015-2060 減少率	-36.28%	-29.49%

#### ■各市街地別の将来の総人口の推計

##### ① 札幌市内街地

	社人研推計準拠	推計1	推計2	推計3	推計4	推計5	推計6
2015	18,576	18,576	18,576	18,576	18,576	18,576	18,576
2020	18,211	18,400	18,259	18,375	18,235	18,415	18,275
2025	17,851	18,224	17,955	18,176	17,908	18,255	17,985
2030	17,344	17,972	17,584	17,809	17,425	17,926	17,537
2035	16,757	17,638	17,127	17,357	16,856	17,515	17,007
2040	16,015	17,282	16,688	16,742	16,179	16,938	16,373
2045	15,322	16,970	16,324	16,192	15,565	16,435	15,807
2050	14,663	16,726	16,026	15,692	15,014	15,985	15,305
2055	13,901	16,418	15,674	15,102	14,385	15,449	14,728
2060	13,073	16,076	15,320	14,458	13,723	14,865	14,125
2015-2040 増減率	-13.75%	-7.07%	-10.17%	-9.87%	-12.90%	-8.82%	-11.86%
2015-2060 増減率	-29.62%	-13.46%	-17.53%	-22.17%	-28.13%	-19.98%	-23.96%
2060 (0-14歳)	1,388	2,788	2,661	1,912	1,821	2,080	1,982
2060 (15-64歳)	7,107	8,710	8,682	7,968	7,925	8,207	8,166
2060 (65歳-)	4,578	4,578	3,977	4,578	3,977	4,578	3,977
2060 高齢化率	35.02%	28.48%	25.96%	31.66%	28.98%	30.80%	28.16%

##### ② 幕別市街地

	社人研推計準拠	推計1	推計2	推計3	推計4	推計5	推計6
2015	4,120	4,120	4,120	4,120	4,120	4,120	4,120
2020	3,805	3,837	3,800	3,833	3,797	3,827	3,792
2025	3,564	3,623	3,550	3,616	3,548	3,605	3,538
2030	3,302	3,400	3,300	3,375	3,280	3,360	3,266
2035	3,025	3,163	3,040	3,120	3,003	3,100	2,984
2040	2,723	2,915	2,790	2,837	2,719	2,812	2,695
2045	2,467	2,716	2,590	2,601	2,481	2,571	2,452
2050	2,257	2,567	2,440	2,415	2,295	2,379	2,260
2055	2,090	2,465	2,330	2,273	2,150	2,231	2,109
2060	1,942	2,391	2,260	2,153	2,029	2,105	1,981
2015-2040 増減率	-33.91%	-29.25%	-32.14%	-31.14%	-34.00%	-31.75%	-34.59%
2015-2060 増減率	-52.86%	-41.97%	-45.10%	-47.74%	-50.75%	-48.91%	-51.92%
2060 (0-14歳)	194	399	370	272	258	253	240
2060 (15-64歳)	999	1,243	1,230	1,132	1,122	1,103	1,092
2060 (65歳-)	749	749	649	749	649	749	649
2060 高齢化率	38.57%	31.33%	28.69%	34.79%	31.99%	35.58%	32.76%

※黒枠部分（推計3）が採用値

##### ③ 忠類市街地

	社人研推計準拠	推計1	推計2	推計3	推計4	推計5	推計6
2015	1,138	1,138	1,138	1,138	1,138	1,138	1,138
2020	1,042	1,051	1,042	1,050	1,041	1,045	1,036
2025	993	1,012	997	1,009	995	1,000	986
2030	933	963	943	956	935	943	923
2035	874	915	888	902	875	885	859
2040	807	865	836	842	813	821	793
2045	755	831	799	796	765	771	740
2050	709	805	772	758	726	728	696
2055	662	778	743	718	684	682	649
2060	618	757	722	684	649	643	609
2015-2040 増減率	-29.09%	-23.99%	-26.54%	-26.01%	-28.56%	-27.86%	-30.32%
2015-2060 増減率	-45.69%	-33.48%	-36.56%	-39.89%	-42.97%	-43.50%	-46.49%
2060 (0-14歳)	63	128	122	88	83	72	68
2060 (15-64歳)	331	405	400	372	370	347	345
2060 (65歳-)	224	224	196	224	196	224	196
2060 高齢化率	36.25%	29.59%	27.15%	32.75%	30.20%	34.84%	32.18%

## ⑥第2基幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略

「幕別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を受け、人口ビジョンで示した将来人口の展望等を踏まえ、幕別町のまち・ひと・しごと創生に関する基本的な方向、具体的な施策をまとめたものであり、令和2年3月に策定された（令和4年5月改訂）。（計画期間：令和2年度から令和6年度までの5年間）

以下に計画の概要を抜粋する。

### ■基本目標と基本的方向

## <基本目標1> 産業の振興と雇用の場をつくる

### 【基本的方向】

○ **基幹産業である農業の生産性向上と経営基盤の強化を図ります。**

農業従事者の高齢化等による担い手不足の解消に向け、地域経済をけん引する基幹産業として生産性向上と経営基盤を強化します。また、ロボットやICTなどの先端技術を活用し、業務の効率化や高品質生産等を可能にするスマート農業を促進します。

○ **新規参入する事業者と地域の「稼ぐ力」・「地域価値」の向上を図ります。**

起業・創業支援の強化に加え、地場産業の品質向上や高付加価値化の推進、6次産業化を積極的に支援し、付加価値を生み出す力や地域の資産価値の向上を図ります。

○ **活力ある産業の推進と担い手の確保・育成を図ります。**

地場産業と観光産業との連携、関連企業の誘致など、地域経済の活性化に取り組むとともに、安心して担い手が参入できるよう、多様な働き方や働きやすい環境整備を進め、良質な雇用を創出します。

数値目標	現 状 (2018(平成30)年度)	目 標 (2024(令和6)年度)
農業産出額の北海道に占める割合	2.52% <sup>※1</sup>	2.52%
納税義務者となる法人数	606社	620社

※1 平成29年市町村別農業産出額（推計）の北海道に占める幕別町の割合を算出

## ＜基本目標 2＞ 十勝・幕別への人の流れをつくる

### 【基本的方向】

#### ○ 町の魅力に関する情報発信の充実を図ります。

幕別町の情報を戦略的に発信するため、ターゲットと発信する情報を整理し、効果的なプロモーションを推進することで地域ブランドの確立を図るとともに、観光や移住・定住、スポーツ合宿地として選ばれるまちを目指します。また、積極的な情報発信や受入体制づくりを進め、道内外の誘客はもとより、インバウンドを推進します。

#### ○ 「オリンピックのまち」としてスポーツを通じて交流するまちづくりを進めます。

自然環境や社会環境においてスポーツ合宿に適した地であることを発信しながら誘致を進めるとともに、町内の子供には選手との交流により一流の技術や考え方を学ぶ場を提供します。また、既存スポーツ施設の改修やトレーニング機器の整備を行うなどスポーツ施設等の

#### ○ 都市部との交流等を通じて関係人口の増加を図ります。

都市部に所在する高校生を対象とした農業体験や農家民泊、大学や企業のスポーツ合宿などを通じて、幕別町に積極的に関心を持ち、地域に貢献したいという想いを寄せる関係人口を把握し、地域と継続的なつながりを持つ環境づくりを進めます。

#### ○ 子育て世代を中心とした移住・定住の促進を図ります。

高校生は卒業後、進学または就職のため町外に流出します。一方、30歳代は転入超過傾向にあり、子育て世代が移住・定住している動きが見られます。今後も、子育てや住まいなど移住・定住に関する不安解消に向けて、環境整備の取組を推進します。

数値目標	現 状 (2018(平成30)年度)	目 標 (2024(令和6)年度)
観光入込客数	75.4万人	81.1万人
社会増減数の均衡	▲70人	0人

## <基本目標3> 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

### 【基本的方向】

○ **結婚・出産・子育てを切れ目なく支援します。**

子育てする家庭が仕事との両立を図り、子供たちが健やかに成長できるよう、安心して子供を産み育てられる環境づくりや子育てにかかる経済的負担の軽減など、結婚、妊娠・出産、子育てを切れ目なく支援します。

○ **魅力ある教育環境の整備を図ります。**

義務教育9年間を見通した小中一貫教育を推進するほか、ICT教育環境の整備、さらには、老朽化が進む校舎や設備の改修を実施するなど、子供たちの安全・安心を確保し、快適な学校生活が送られるよう、学校施設の計画的な整備を図ります。また、学校と保護者・地域住民を有機的に結び付け協働関係を強めるコミュニティ・スクールを推進するとともに、幕別町の特徴を生かした魅力ある学校となるよう道立高等学校を支援します。

○ **地域で子育てし、郷土愛を育む取組を進めます。**

地域における子育て環境の充実を図るとともに、郷土の自然や文化、伝統などに接したり、地域の課題を捉え、その解決に向け活動することで、郷土を育て発展させるような郷土を愛する心を持つ子供を育てます。

数値目標	現 状 (2018(平成30)年度)	目 標 (2024(令和6)年度)
15歳未満の年少人口	3,297人	3,300人
合計特殊出生率	1.42%	1.55%

## <基本目標4> 安全・安心で快適な暮らしができるまちをつくる

### 【基本的方向】

#### ○ 地域公共交通の維持・確保を図ります。

人口減少・少子高齢化の進行による交通弱者の増加や、町内における公共交通空白地域の存在等を踏まえ、日常生活の移動確保や地域間幹線系統等との接続による広域的な移動を支援するとともに、あらゆる機会を通じて利用方法を PR し、利用推進と利便性の向上を図ります。

#### ○ 災害等に強いまちづくりを進めます。

災害等非常時に町民の生命を守り、被害を少なくするためには、行政による公助はもとより、町民が自ら身を守る自助や相互に助け合う共助の確立が重要となることから、迅速かつ的確な情報伝達手段の整備や地域と連携した防災体制の強化を図ります。

#### ○ 誰もが健康で安心して暮らせる環境づくりを進めます。

地域包括ケアシステムの推進や見守り体制など地域福祉の充実、子供から高齢者までそれぞれのライフステージに合わせた健康づくりの推進に取り組み、保健・福祉・介護と地域の連携によって、住み慣れた地域で自分らしく健康で安心して生活することができる環境を整備します。また、いつまでも生きがいをもって働けるよう、高齢者や障がい者が活躍できる地域社会の実現を目指します。

#### ○ 地域コミュニティの維持と地域活性化を図ります。

子供から高齢者まで、同世代や異世代間の交流を深めるとともに、住民同士が支えあいながら地域の活性化に取り組めるよう、地域コミュニティ活動を支援します。また、地域が抱える課題等の解決に向けて、地域おこし協力隊をはじめ、町内外の多様な人材を活用した地域活性化を図ります。

#### ○ 社会生活基盤が整備された安全・安心なまちづくりを進めます。

社会生活の基盤である道路・橋梁、河川・排水施設、水道、公園、住宅などの計画的な整備・維持管理を行います。また、民間需要がある公用地や公共施設等について、売却や貸付けなど公的資産の有効活用を図ります。

数値目標	現 状 (2018(平成30)年度)	目 標 (2024(令和6)年度)
転出者数の抑制	998人	900人

## (2) 関連計画

### ①幕別町公共施設等総合管理計画

「幕別町公共施設等総合管理計画」は、幕別町の公共施設等について中長期的な視点から計画的に公共施設の総量や配置の適正化を図り、町民に持続可能な行政サービスを提供するために、公共施設等の基本的な取組方針を示すことを目的として平成29年3月に策定された。（令和4年3月一部改訂）（計画期間：平成28年度から令和37年度までの40年間）

以下に、関連部分を抜粋する。

#### ■公営住宅等の今後の基本的な方針

住宅及び教員・職員住宅は、人口減少や少子高齢化の進行などによる人口構成の変化をはじめ、施設評価や町民ニーズを踏まえ、必要戸数の見直しを行うなど施設規模の適正化に向け検討します。なお、公営住宅については、令和4年度に「幕別町公営住宅等長寿命化計画」の見直しを行い、計画的な維持管理や改善等による住宅の長寿命化及びライフサイクルコストの縮減に努めます。

教員・職員住宅については、恒常的な空家となっている住宅もあることから、必要戸数を見直し、除却・更新を含め施設のあり方を検討します

### ②幕別町都市計画マスタープラン（改訂）

「幕別町都市計画マスタープラン（改訂）」は、平成15年10月に策定した「幕別町都市計画マスタープラン」以降の幕別町を取り巻く社会経済情勢の変化を受け、新たな都市づくりの方針として令和3年3月に改訂された。（計画期間：令和3年度から令和22年度）

以下に、本計画における概要を抜粋する。

#### ■目指すべき都市の姿と全体構想（市街地の整備方針）

◆目指すべき都市の姿：都市と自然が融合する持続可能な調和都市 まくべつ

##### ◆部門別構想（市街地の整備方針）

住宅地の整備にあたっては、空き地・空き家の有効活用を図るなど、効率的な市街地形成に努め、持続性のある住みよい都市づくりを進めます。

また、老朽化した町営住宅等は、「公営住宅等長寿命化計画」（平成30年3月策定）に基づき、改善や建替などにより、長期的な維持管理に努め、少子高齢化に対応した質の高い住環境づくりを推進します。

##### ①地区計画制度等の活用

地区計画制度を活用し、今後においても良好な市街地の形成に努めます。

##### ②既成市街地の活性化

既成市街地においては、住宅地における空洞化等による地域コミュニティの活力の低下、商店街の活力低下が懸念されるため、住宅地の空き地・空き家の解消に向けて、空き地空き家バンク制度を活用します。



### ③幕別町高齢者保健福祉ビジョン2021

「幕別町高齢者保健福祉ビジョン2021」は、幕別町が描く長寿福祉社会像の実現に向けて、地域の実情に応じた体制の構築と計画的な施策を推進することを目的に、令和3年3月に策定された。（計画期間：令和3年度から令和5年度までの3年間）以下に、関連部分を抜粋する。

#### ■地域支え合いネットワークの構築

##### 地域支え合い活動の充実

地域における支え合いの仕組みとして、家庭、地域、福祉団体、行政など地域活動の必要性を周知し、介護予防ポイント制度などにより人材育成や地域活動への支援をすることで助け合いを推進します。

また、高齢者を支援していくボランティア活動等が地域で継続できるよう、社会福祉協議会など関係機関との連携を図りながら地域で支え合うネットワークづくりを進めます。

#### ■生活環境の整備

##### ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりの推進

高齢者や障がい者などに配慮し、公共施設や移動手段などのバリアフリー化を進め、これらを円滑に利用できる環境を整備するとともに、ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりを目指します。

##### 住まいの確保

要介護状態となった場合でも、引き続き住み慣れた地域で生活することができる介護や見守りの体制が整った住まいなど、多様な住まいの確保に努めます。

#### ■ひとり暮らし高齢者等への支援体制

##### ひとり暮らし高齢者等の見守り体制の構築

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の孤独死（孤立死）や振り込め詐欺などの消費者被害を未然に防止することができるよう、町内会や商店、金融機関、介護サービス事業所等、高齢者に関わる多様な人々が自然に気かけあう意識を持ち、高齢者の見守り体制の充実を図り、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の状況把握に努め、必要な支

#### ④幕別町障がい者福祉計画・第6期幕別町障がい福祉計画・第2期幕別町障がい児福祉計画

「幕別町障がい者福祉計画・第6期幕別町障がい福祉計画・第2期幕別町障がい児福祉計画」は、障がいのある人が自立して暮らし、また、地域に住む人が、障がいの有無や老若男女にかかわらず、ともに支えあうまちづくりを進めることを目的に、令和3年3月に策定された。（計画期間：令和3年度から令和5年度までの3年間）

以下に、関連部分を抜粋する。

##### ■障害福祉サービスの充実

###### 居住系サービスの充実

一人暮らしが困難な人や家族等の支援者が家を不在にすることで自宅での生活が困難になる人もおり、安心して生活できる居住の確保が必要です。また、施設や病院などから地域移行する人もいます。グループホームや短期間のショートステイ先を確保するとともに、そこで安心して生活が続けていけるよう、地域定着支援体制の整備を進めていきます。

##### ■暮らしやすい住環境の整備

###### 安全・安心のまちづくりの推進

公営住宅や公共施設の新設や改修等の際には、出入口、トイレ、駐車場など障がいのある人のニーズに応じた整備に努め、誰もが使いやすいユニバーサルデザインを取り入れ、安全に安心して暮らすことができる環境づくりを進めます。

また、障がいのある人が生活するために必要な、点字誘導用ブロックの設置や歩道の段差解消など地域で安心して暮らしていくことができる環境整備を進めます。